

令和5年度（運動・文化）部活動の方針/

課外活動の方針

青木中学校

目標

学年や学級の枠を越えて、関心を持った有志の生徒をもって組織し、3年間の活動を通して「心」「技」「体」を鍛え、人格の形成を目指していく。4つの柱「仲間を大切にする心」「ルールを守る姿勢」「礼儀を重んじる態度」「相手に対する感謝の気持ち」を大切に活動する。

本校の運営方針

- (1) 年間を通して、原則として月曜日をノー部活デーとする。
- (2) 朝部活は、年間を通して原則として行わない。
- (3) 平日の部活動
1日の練習時間が2時間程度となるように放課後の部活動の時間で調整する。
- (4) 休日の練習
 - ① 土曜・日曜・祝日…学校長の許可を得て、家庭通知を出して行う。その際、休日の練習時間は3時間程度とするが、大会、練習試合等はこの限りではない。また、練習試合の場合は、土日連続して活動を行わない。ただし、大会参加のみ、土日両日活動を認める。その際、他の週末に休養日を振り替え、土日とも部活動を行わない週を別に設ける。
 - ② 長期休業…休み前に顧問会で協議し、回数と日程を決め（休業期間の2分の1以内）、学校長の許可を得る。（できるだけ平日に設定する）また、長期休業中の学校閉庁日には、部活動を実施しない。
- (5) テスト前3日間は、部活動を休止する。
- (6) 大会参加は、中学校体育連盟、中学校吹奏楽連盟の主催するものを原則に、その他の場合は、学校長の許可を得て参加する。
- (7) 中体連・中吹連の主催する大会、及び別に定める大会、コンクールの2週間前の練習時間延長を可能とする。基準とする1日の活動時間を上回る場合は、他の日の活動時間を調整することとする。
- (8) 冬季（10～3月）に限り、放課後の延長部活を認める。（週2回以内）活動時間は、18:30までとし、学校長の許可を得る。また、生徒の下校は、原則として保護者の迎えとする。ただし、5時間授業の日（下校 15:30）は、部活動の下校時刻を17:30までとするなど、1日の練習時間が2時間程度となるようにする。
- (8) 中学校長・教頭、村教育委員会、小学校長、部活顧問、保護者代表者、部活動指導員、外部指導者、PTA会長で部活動運営委員会を組織し、校内で行う部活動委員会と併せ、年2回、部活動のあり方について考える機会を設定する。

指導体制の工夫

- ・各部とも顧問（主・副）間で連携をとりあい、指導にあたる。
- ・部活動指導員を村で任命し、指導にあたる。（剣道部）
- ・地域指導者、スポーツ少年団等と連携する。

その他

- ・学校間や市町村間の連携について研究する。
- ・各部で説明の機会を設け、活動方針を保護者の方に向けて説明をする。
- ・地域内の団体との連携を図る。